

『STOP!ネットトラブルの歌』

～中学生・高校生編～

2番

青森県警察「心のネット強化事業」

友達に見せたくて

「いいね」とか「ふあぼ」のために

頑張りすぎてどうする そこで燃えてどうする

なんかムカついて

憂さ晴らしに書き込んだコメントで

だれかを苦しめて満足 そんなことで心満たすの

時間は巻き戻せないから 想像してみて

ネットで広がる悪意 悲しいよね

タイムラインが批判でいっぱい

そう、hold on

部屋で一人つぶやいても 世界が見てるということなんだ

(だから)

ちょっと待って ブレーキかけて

やる気の使いどころは もっと別のところじゃない?

(だから)

ちょっと待って 落ち着いて

誰かを傷つけるために 買ったスマホじゃない

人生は選択の連続らしい

耳をすませば 選ぶべき道がわかるはず

人生は選択の連続らしい

楽しくネットしたいなら このこと覚えておいてほしい♪

STOP ネットトラブルの歌 **検索**

<https://www.police.pref.aomori.jp/keimubu/kouhou/doga27/doga2.html>

※ご利用の環境によっては、画像が表示されない場合がございます。



考えよう 家族みんなで スマホのルール

私たちは子供たちの
情報モラル育成に取り組みます



法務省人権擁護局



文部科学省

人権ライブラリーのご案内 電話 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954

人権ライブラリーでは、人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルなどの収集・貸出を行っています。「人権って何だろう?」「日本や世界にはどんな人権課題があるの?」など、人権について調べたり学習することができます。

人権ライブラリー

検索

<http://www.jinken-library.jp/>



リサイクル適性(A)
この印刷用の紙へ
リサイクルできます。

あなたは 大丈夫?

考えよう! インターネットと 人権

〈 改訂版 〉



公益財団法人 人権教育啓発推進センター

便利なインターネットも
使い方次第で思わぬトラブルが…

正しいルールと知識を身に付け、 人権尊重意識をもって、インターネットを利用しましょう!



目次 CONTENTS

CHECK 「インターネットを使うとき、こんなことをしていませんか？」	2
ネットは便利だけど…	3-4
使い方を間違えると大変なことに！	5
① 無料通信アプリなどを使用したいじめ	6
② リベンジボルノ・児童ボルノ	7-8
③ 個人情報の無断掲載	9
④ 捜査対象の未成年者の個人情報掲載	9
⑤ 著作権侵害	10
⑥ 性犯罪	11
コラム「インターネットの長時間利用が深刻化」	12
ネット被害から自分を守るために	13-14
ネットで相手を傷つけないために	15-16
フィルタリング、ルール、マナーは、子どもの人権を守ります！	17-18
困った時には、一人で悩まず、相談しよう！	19-20
書き込みや写真、動画などの削除依頼について知りましょう	21-22
管理者やプロバイダに削除依頼する場合の手順	22
「STOP! ネットトラブルの歌」～中学生・高校生編～ 青森県警察	23

法務省委託

企画：法務省人権擁護局 ホームページ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

監修：藤川 大祐(千葉大学教育学部教授)

制作：公益財団法人 人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目10番12号 KDX芝大門ビル4F

電話 03-5777-1802(代表) FAX 03-5777-1803 ホームページ <http://www.jinken.or.jp>

✓ CHECK

インターネットを使うとき、 こんなことをしていませんか？

匿名だから何を書き込んでもいいと思っていませんか？

悪口や差別的な書き込みはしていませんか？

うそやうわさを書き込んでいませんか？

暴力的な言葉を書き込んでいませんか？

安易に自分の写真や情報を載せていませんか？

知り合いの住所やメールアドレスを
無断で書き込んでいませんか？

心当たりのないメールに返信していませんか？

チェーンメールを転送していませんか？

出会い系サイトにアクセスしていませんか？

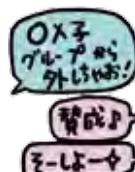
ID、パスワードの管理をいいかげんにしていませんか？

よく確認しないまま、添付ファイルを開いていませんか？

インターネット上の情報を
うのみにしていませんか？

SNSで知り合った人と
1人で会おうとしていませんか？

フィルタリングなしで
インターネットを利用していないませんか？



その行為には
危険がひそんで
いるかも



ネットは便利だけど…

インターネットは、パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などを使って簡単に利用できます。また、様々なアプリやSNSの活用でコミュニケーションの幅が広がります。

様々な人と交流ができる！

電子掲示版やチャットでは、いろいろなテーマについて話し合ったり、趣味の情報を交換したり、様々な人々と交流することができます。



世界とつながっている！

世界中のWEBサイトにアクセスでき、ニュース、文化、趣味など、様々な分野で世界とつながることができます。



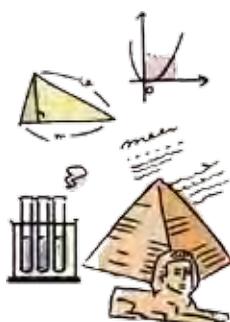
楽しみが広がる！

漫画、ゲーム、映画、ドラマ、ライブ映像や投稿サイトの動画など、気軽に楽しめます。



勉強に利用できる！

様々な学習に利用でき、勉強の手助けをしてくれます。



豊富な情報を簡単に集めたり、私たちの意見や気持ちを多くの人に知ってもらうことができるけれど…。



障害のある人の行動範囲が広がる！

メールや読み上げソフトなどで、聴覚や視覚に障害がある人の意思疎通にも役立てられています。



自分の意見や作品を発表できる！

投稿サイトなどを使い、意見や小説、音楽など、自由に発表できます。



情報収集ができる！

短時間で、いろいろな情報を収集することができます。



でも便利と危険が隣り合わせであることを忘れないで!!



それでは、
**インターネットと人権が
どのように関係しているか
考えてみましょう！**

このパンフレットを読んで考えよう!!



使い方を間違えると 大変なことに!

インターネットは、匿名で簡単に情報発信できたり、瞬時に情報を世界中に伝えられたりするなどの特長があり、便利な一方で、インターネットを悪用した人権侵害も毎年数多く発生しています(P.12参照)。使い方を間違えると、人の心を傷つける「凶器」にもなり、使い方次第で、「加害者」にも、「被害者」にもなるおそれがあるのです。



大人になってから…

また、一度ネット上に流出した写真などの個人情報は、その時だけの問題にとどまりません。その情報は完全に削除できないことから、いつまでも残ってしまい、将来においても被害を受け続けることになります。特に、個人情報を掲載しやすいブログ、SNS及びそれらに連動したアプリには注意が必要です。

① 無料通信アプリなどを使用したいじめ

たとえば…

行き違いから発展したネットいじめ

女子高校生AとBは親友でしたが、ある時、Aが無料通信アプリでBのメッセージを読んだにもかかわらず、返信しなかったこと(既読スルー)がきっかけで行き違いが生じ、険悪な関係になりました。怒ったBが、ネット上でAに対するイヤミ、悪口を繰り返し、そのうち、クラス中がAを無視するようになり、その結果Aは、不登校になりました。



たとえば…

無料通信アプリからの仲間外れや誹謗・中傷

女子高校生Cは、無料通信アプリのグループから外されたり、再三にわたり、同級生のDらからの陰湿な悪口を書かれるなどしました。そのうち、Dらの悪口がエスカレートし、Cと教室内で激しいけんかとなることもありました。この後、Cは、同級生の実名を名指しして「ネットに悪口を書かれ生きるのが辛い」とする遺書を残し、自殺しました。



ネットいじめの特徴は、匿名である、情報があつという間に広がる、発覚しにくいなどがあります。ネットいじめは陰湿に繰り返されることから、人の心を深く傷つけ、時には命にかかるほど深刻な事態になることがあります。

平成25年に公布された「いじめ防止対策推進法」では、国や地方公共団体や学校による、組織的な取り組みが求められています。

もし、インターネットなどでいじめを受けたら、一人で悩まず、信頼できる大人か、法務局などに相談しましょう。

用語解説

※アプリ／メールやゲーム、音楽プレーヤーなど、通話以外にも多様な機能が利用できるソフトウェア。
※無料通信アプリ／数名の利用者が同時に会話するグループ機能がある通信システム。インターネットを通じて会話のやり取りができる。(LINE、Skypeなど)

2 リベンジポルノ・児童ポルノ

たとえば…

リベンジポルノ被害

女子高校生Eは、SNSを通じて知り合った男性Fと興味本位で会ったのをきっかけに、交際を始め、Fに裸の写真を撮影されました。その後、Eが別れたいと告げると、Fはそれを拒み続け、Eが交際を絶つと、Fは、腹いせにEの裸の写真をネット上に公開し、写真は瞬く間に拡散することとなりました。



たとえば…

児童ポルノ被害

男子高校生Gは、ネット接続ができる携帯ゲームで親しくなった成人男性Hと会い、Hのマンションに招かれました。Gは、ゲームの話をしながら、Hから強い酒を飲まされ、泥酔している間に服を脱がされて、裸の動画を撮られました。その後、Hが児童ポルノの犯罪で摘発されたことを知りました。



リベンジポルノは重大な人権侵害であり、犯罪です！

元交際相手などの性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、SNSやインターネットの掲示板などに公表する行為（いわゆる「リベンジポルノ」）が多数発生しています。このような行為によって、被害者は長期間にわたり精神的苦痛を感じ、平穏な生活が脅かされています。

平成26年「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」、いわゆるリベンジポルノ防止法が施行され、性的画像をネットに掲載する行為や、ネットに掲載させる目的で第三者に渡す行為は、公表罪や公表目的提供罪に問われることとなりました。

公表罪

第三者が撮影対象者を特定できる方法で、私事性的画像記録（物）を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者

例 インターネットに公表、写真のばらまき行為など



3年以下の懲役 又は
50万円以下の罰金

公表目的提供罪

公表させる目的で、私事性的画像記録（物）を提供した者

例 インターネットに公表させる目的で、特定の者に画像を提供する行為など



1年以下の懲役 又は
30万円以下の罰金



注意!!

ネットによる性的被害のきっかけとなるツールの変化

青少年にとって深刻な人権侵害である性的被害のきっかけは、かつては、出会い系サイトが主なものでしたが、近年、より身近に感じられる、コミュニティサイト（SNS、無料通話アプリのIDを交換する掲示板など）に変化しています。楽しいコミュニケーション手段であるはずのサイトやアプリですが、利用する際には、危険な犯罪に巻き込まれることがないか、注意を怠らないことが重要です。

3 個人情報の無断掲載

無断で他人の名前や住所、写真、アドレスなどをインターネットに公開することはプライバシーの侵害にあたります。

たとえば…

男子高校生Iは、クラスメイトのJに無断で、あるネット掲示板に「彼女募集中!」と書き込み、Jの顔写真やアドレス、電話番号、住所を掲載しました。Jは心当たりのないメールが多量に届くようになったことを不審に思い、学校に相談したところ、Iの書き込みが原因であることが発覚しました。学校はIに対し、無記名であっても、書き込みをした人は特定されること、軽はずみな書き込みが、違法行為や危険を招くことにつながることなどについて、厳重な指導を行いました。



4 捜査対象の未成年者の個人情報掲載

検査対象者の個人情報をSNSでシェアしたり、掲載したりすることは、その対象者にとどまらず、対象者の家族、及び被害者とその家族や、本来無関係であるかもしれない人々への中傷へと被害が拡大し、著しい人権侵害につながります。

たとえば…

ある殺人事件の検査対象となった少年Kの顔写真、実名等が、ネット上に掲載されました。直後、それらがネット上で瞬く間に広がり、関係当局による度重なる削除要請にもかかわらず、ネット上の情報の拡散は止まらず、誹謗中傷が繰り返されました。



5 著作権侵害

他人が作った著作物(映像・写真・音楽・小説など)を無断でインターネット上に掲載したり、販売又は有料配信されている音楽や映像を「違法ダウンロード」したりすることは、著作権の侵害になり、刑罰の対象となります。

たとえば…

男子高校生Lが、市販の人気アニメ作品を違法にダウンロードし、インターネットの動画共有サイトへアップロードしました。気付いた著作権者から、直ちに削除の依頼が出されました。投稿はインターネット上で不特定多数の者に閲覧されることとなりました。動画の再生による被害総額は、数十億円に上り、Lは、著作権法違反の容疑により、警察に逮捕されました。



6 性犯罪

最近は、出会い系サイトだけでなく、一般的なコミュニティサイトや無料通信アプリのIDを交換するサイトを経由して知り合った異性により、トラブルに巻き込まれ、犯罪にまで発展してしまうケースもあります。

たとえば…

男子高校生Mは、ネットのサイトで知り合った芸能界のスカウトマンと称する成人男性Nに、モデルのオーディションなどの悩みを相談しているうちに親しくなり、実際に会うことになりました。そのうち、「バイト料を払うから」と言われ、Nからわいせつな行為をされるとともに、その様子を撮影されました。その後、Nからの連絡を無視していると画像を「ネット上にばらまく」と脅されました。



たとえば…

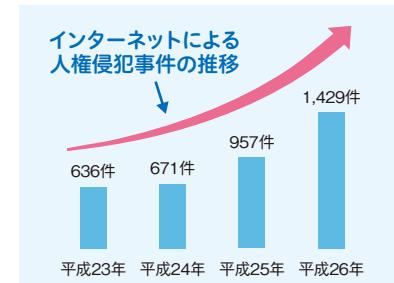
女子高校生Oが、GPS機能*と連動し、近くにいる人とメッセージの交換ができるアプリを利用したところ、20歳代の男性Pと知り合い、興味本位で会うようになりました。そのうち、Pから自分の専属モデルにならないかと誘われ、一見親切そうだと感じたため、Oは言われるがままに指定された場所に行くと、制服に着替えさせられるとともに、別の男性と引き会わされ、その男性からわいせつな行為をされました。

*GPS機能/衛星からの電波を利用して、現在地など位置情報を確認できる機能



このように、インターネットは、使い方次第で、思わぬ方向に被害が拡がってしまったり、悪質な犯罪に巻き込まれる危険が潜んでいます。

自由に意見や情報を発信・収集できるインターネットにより、表現の自由や知る権利を、より一層享受できるようになった一方で、気付かぬうちに、自分の人権が侵害されたり、他の人の人権を侵害したりするかもしれないことを忘れてはいけません。



COLUMN

インターネットの長時間利用が深刻化

近年、中高生によるパソコンやスマートフォンでのWebサイト・動画・ネットゲームや、携帯メール・SNSの接触時間の急増などによる生活リズムの乱れが指摘されています。インターネットを長時間利用することによる弊害は、健康への悪影響ばかりではなく、学習時間の減少による学力の低下へとつながってしまいます。

インターネットを利用する際には、利用時間を制限するルールを設けるなど、生活習慣のリズムを乱さないよう心がけましょう。

たとえば…

男子高校生Qは、多人数が同時参加してネット上の仲間とチームを組んで敵と戦う、人気のオンラインゲームを友人から紹介してもらいました。最初は、夜寝る前の少しの時間にゲームに参画していましたが、チームを組んで戦うため途中で抜けると仲間に迷惑をかけるという思いから、深夜まで続けるようになっていきました。Qは、ゲームで敵を倒すことで達成感を得るようになったほか、活躍すれば仲間から賞賛されることが心地よくなり、睡眠時間をほとんど取らずゲームに没頭しました。そのうち、朝起きられなくなり、生活も乱れ不登校となりました。



ネット被害から自分を守るために

私たちの生活を便利で豊かなものにしてくれるインターネットですが、使い方についての知識やモラルが不十分だと、思わぬトラブルに巻き込まれたり、人権侵害を受けたりする可能性があります。また、メールや掲示板などに一度掲載した情報については、完全に削除することが難しいので十分注意しましょう。

最近では、SNSや無料通信アプリによるトラブルが発生しており、深刻な事件につながることもあります。日頃から、ネット上での情報収集や情報発信には責任を持ち、怪しいサイトにはアクセスしないなど、自分から危険に近づかないようにすることが大切です。



しっかり守ろう!

ワンクリック請求など
不当な請求には
絶対に料金を
払わない!



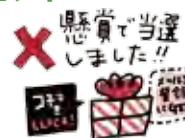
知らない相手からのメールや
件名・内容などが
おかしなメールの
添付ファイルは
開かない!



心当たりのない
メールへの
返信はしない!



“モデル”や“プレゼント”
などの誘い文句に、
むやみにのらない!



怪しいサイトで
買い物は
しない!



ネットで
知り合った人
には、安易に会わない!



安易に自分の写真や
個人情報を
載せない!



GPSにより写真の
場所・住所が発覚!!

むやみに実名で
登録しない!

姓 山田 名 太郎

ID、パスワードなどを
他人に教えない!
同じパスワードを
複数のサイトで
使用しない!



“無料”だから
といって安易に
登録しない!



おかしいなど
と思ったら、
すぐに保護者や
先生などに相談!



ネットで 相手を傷つけないために

ネットの向こう側にも、あなたと同じ人間がいます。ネット上の匿名性などを悪用し、相手を傷つけるような書き込みは許されません。匿名の書き込みも、調査をすれば、発信者を特定することが可能ですし、罪に問われることもあるのです。また、メールやブログ、コミュニティサイトなどへの何気ない書き込みが相手を傷つけ、取り返しのつかない事態を引き起こしかねません。

顔が見えないからこそ、相手の人権を尊重することを忘れないで、配慮を持ってインターネットを利用しましょう。



ネット上の人権侵害についてもっと理解を深めたい人は…



俳優の袴田吉彦さんが先生役で出演する啓発ビデオ「インターネットの向こう側」(平成21年度制作)を見て、インターネットを利用した誹謗・中傷などが人権侵害になることについて考えてみましょう。

インターネットの向こう側

検索



相手のことを 考えて!

**他人の悪口や
差別的な内容は
書き込まない!**



根拠のない
うわさ話は、
載せない!



チェーンメールは 転送しない!



使用する
言葉に注意!
暴力的な言葉は
ゼッタイNG!



知り合いの
アドレスや
住所など
個人情報を
無断で載せな



雑誌や書籍に
載っている
マンガ、写真、
記事などを
勝手に掲載しない



他人の
書き込みを
“あおる”
書き込みを
しない!



人が写っている写真や動画は
勝手に掲載しない!



- ※写真によっては位置情報を悪用される場合もあるので掲載注意。
- ※GPS機能も含め、複数の情報をつなぎ合わせると個人を特定できる場合があるので要注意。

フィルタリング、ルール、マナーは、子どもの人権を守ります!

「フィルタリング」は必要です!

有害な情報から皆さんを守るために有効な手段として「フィルタリング」があります。携帯電話会社など、インターネットを運営する事業者は、「フィルタリング」の提供を法律で義務付けられており、皆さんの年齢に適したフィルタリングサービスを提供していますので、必ず利用しましょう。

インターネットを使用する際には、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、家族とよく相談し、自分の年齢と判断力にふさわしい「フィルタリング」の設定がされているか、きちんと確認することが大切です。

契約時にフィルタリング設定

① 3G、4G
回線などの
携帯電話回線

② 無線LAN回線

③ アプリ

対応機種の
「フィルタリング」を
確認しよう！

携帯電話やスマートフォン、タブレット端末やテレビゲーム機、携帯音楽プレーヤー、パソコンやネットワークオーディオなど、対応する機種によってフィルタリングの設定が異なります。

安安心

無線LANを
利用する時の注意！

スマートフォンで、無線LANを利用する場合、一般的のフィルタリングサービスが有効とならない場合があります。無線LAN動作時に対応したフィルタリングソフトを入れ、アプリの起動制限をするなどの対応が必要です。無線LANの動作時にも有効となる最新のフィルタリングソフトを利用し、有害サイトへのアクセスを防止しましょう。パソコンについてもフィルタリングが正しく機能しているか、プロバイダの契約などをきちんと確認しましょう。

契約切れのスマートフォン、一時的に使用する家族の端末、いわゆる格安スマホなどの利用の際にもフィルタリングを忘れずにね！

フィルタリング専用ソフトを個人で設定

フィルタリングで
危険なアプリを
ブロックしよう！

フィルタリングを使って、特定のゲームや危険なアプリをブロックすることができます。自分の年齢や目的に合ったアプリを選び、インターネットを賢く利用しましょう。

スマートフォン、タブレット、パソコン、スピーカーなどのデバイスのイラスト

インターネットと人権 について話し合おう！

インターネットを安心して利用するために、人権意識やモラルについて普段から保護者や友達と話し合い、トラブルに巻き込まれることのないよう、注意し合いましょう。



家庭でルール作りをしよう！

ルールを守ることは、自分を守ることにつながります。インターネットを利用する時は、家族で話し合ってルールを作り、安全で有意義なインターネットの利用に役立てましょう。

【ルール作りのポイント】

- 利用時間、場所、利用目的などを確認する
- 相手への思いやり、配慮などを取り入れる
- 身近な人権について意識する
- 必要に応じ、ルールの見直しを行いながら、常に問題の共有ができるよう工夫する



携帯電話やスマートフォンなどの 使用上のマナーを確認しよう！

外出先で携帯電話などを歩きながら使用したり、画面に釘付けになっていたために、他の人に迷惑をかけたり、思わぬ事故に繋がったというケースが多発しています。周りのことを考え、マナーを守って、危険な事故を未然に防いでいくことが、みんなの人権を守ることになります。楽しく安全で、安心な生活を送るために、携帯電話などの使い方のマナーについて、家族の間で確認しておきましょう。



困った時には、 一人で悩まず、相談しよう!

すぐに、信頼できる大人に相談しよう!

インターネット上で自分の悪口が書かれていたり、自分の写真が無断で掲載されたりしたら、保護者や先生など信頼できる大人に相談し、適切な対処方法について考えましょう。

法務局・地方法務局には相談窓口があります!

もし、保護者や先生に相談できなかつたり、どうしたらよいか迷つたら、最寄りの法務局・地方法務局の相談窓口に相談しましょう。全国の法務局・地方法務局では、削除依頼の方法の助言を行うほか、被害者自らが被害の回復や予防を図ることが困難な場合、プロバイダへの削除要請なども行っています。相談の際には、控えておいたURLや掲載内容、掲載された誹謗・中傷により、どのような問題が起こっているのかなど、具体的な被害を書いたメモなどを用意しておきましょう。



発信者情報の開示請求

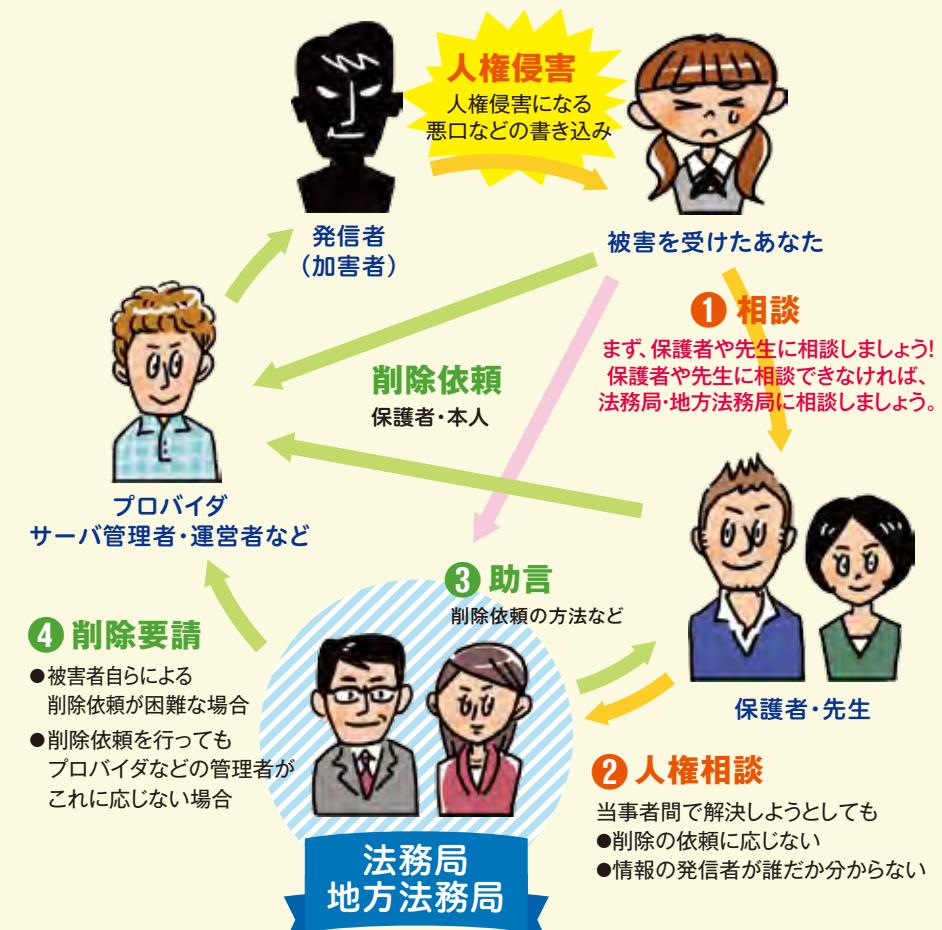
誹謗・中傷やプライバシーを侵害する書き込みがされた時は、プロバイダ責任制限法などに基づいて、プロバイダやサーバの管理者などに対し、書き込みをした人（発信者）の情報開示を請求することができます。詳しくは、お近くの法務局・地方法務局にお問い合わせください。



犯罪に巻き込まれそうな場合には、 迷わず警察に相談しましょう。

相談する際には、掲載内容を印刷したものなどが証拠となります。当該掲載箇所のURLと共に、最寄りの交番・警察署に持参してください。

法務局への相談(削除要請)の流れ



参考:政府広報オンライン インターネットによる人権侵害に注意!

●インターネット人権相談受付窓口

パソコン

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話

<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

インターネット人権相談

検索



◀ 左のQRコードを携帯電話のバーコードリーダーで
読み込むと簡単に接続できます。

●子どもの人権110番(全国共通・通話料無料)

電話 0120-007-110(ゼロゼロなどのひゃくとおばん)
受付時間: 平日午前8時30分から午後5時15分まで

●みんなの人権110番(全国共通)

電話 0570-003-110(ゼロゼロみんなのひゃくとおばん)
受付時間: 平日午前8時30分から午後5時15分まで

●女性の人権ホットライン(全国共通)

電話 0570-070-810(ゼロナナゼロのハートライン)
受付時間: 平日午前8時30分から午後5時15分まで

書き込みや写真、動画などの削除依頼について知りましょう

掲示板やSNS、学校裏サイトなどで、誹謗・中傷などにあたる悪口や写真、動画などが掲載された場合、掲示板などの管理者や、プロバイダなどに、削除の依頼をすることができます。



削除依頼する場合の注意事項

誹謗・中傷にあたる書き込みや動画などが掲載されている掲示板のURLやアドレスを控え、該当する画面や動画は、保存しておきましょう。

印刷ができない携帯専用の掲示板などの場合は、カメラなどで撮影し保存しておきましょう。



削除依頼をする場合のリスクについても考えておきましょう。

削除依頼をしたことが公表されるタイプの掲示板では、削除依頼をしたことにより、書き込みなどの内容に再び注目が集まり、冷やかしや、なりすましの書き込みが増え、結果的に被害が拡大してしまう可能性も考えられます。

また、掲示板によっては、削除依頼をした人の氏名やメールアドレスなどの個人情報が掲載されてしまう場合もあります。

削除を依頼するかどうかや、その際に個人情報を入力するかどうかは、自分だけで判断せず、保護者に相談するなどして慎重に判断しましょう。もし自分で対応することが不安なときは、法務局・地方法務局の相談窓口に相談しましょう。

管理者やプロバイダに削除依頼する場合の手順（一例）

削除依頼する場合、一般的には、まず掲示板などの管理者に削除依頼を行います。管理者に削除依頼しても削除されない場合には、次の段階として、その掲示板を提供しているプロバイダに削除依頼を行いましょう。ここでは、一般的な削除の例をご紹介します。

削除の流れ

- 1 誹謗・中傷が掲載されている掲示板のアドレス(URL)などを確認します。
- 2 掲示板のトップページにある「管理者へのお問い合わせ」や「利用の規約」などのページから、削除依頼専用ページ又は連絡先を探します。
(掲示板内に書かれた「削除依頼」と表記されたリンクボタンをクリックすると、掲示板サービスを提供している管理業者などの削除専用ページなどにアクセスできます。)
- 3 プロバイダに削除依頼をするためのページが表示されたら、必要事項をフォームに従って入力します。
- 4 内容をもう一度確認し、「削除の実行」をクリックします。

掲示板削除依頼専用ページ（一例）

掲示板削除依頼フォーム

氏名 ○○○○○

URL http://~

掲載箇所名 ○○○○○○○

削除理由:当該掲示板に、個人を誹謗・中傷する書き込みがなされ、当事者が学校でいじめを受けるなどの問題に至っております。今後もこのような掲示が継続し、書き込みが繰り返されますと、当事者の精神的な苦痛が重なり、取り返しが困難な状況を招きかねませんので、早急な削除を行っていただきますようお願いいたします。

※削除依頼への対応は、掲示板の管理者やプロバイダにより異なります。